第三条第一項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第一項の規定により確認された私立の学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園（第十七条第一項において「特定私立幼稚園」という。）の災害復旧事業

第四条第五項中「第六号の二」を「第六号の三」に、「、地方公共団体」を「地方公共団体」に改め、「係る事業」の下に「並びに同項第十一号の二に掲げる事業」を加え、「当該施設の設置者」を「これらの事業に係る施設の設置者」に改める。

第十七条第一項中「激甚災害を受けた」を「激甚災害を受けた特定私立幼稚園以外の」に改め、「（昭和二十二年法律第二十六号）」を削る。

（母子及び寡婦福祉法の一部改正）

第三十二条　母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の見出しを「（特定教育・保育施設の利用等に関する特別の配慮）」に改め、同条中「児童福祉法第二十四条第三項の規定により保育所に入所する児童を選考する」を「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設（次項において「特定教育・保育施設」という。）又は同法第四十三条第三項に規定する特定地域型保育事業（次項において「特定地域型保育事業」という。）の利用について、同法第四十二条第一項若しくは第五十四条第一項の規定により相談、助言若しくはあつせん若しくは要請を行う場合又は児童福祉法第二十四条第三項の規定により調整若しくは要請を行う」に改め、同条に次の一項を加える。

2　特定教育・保育施設の設置者又は子ども・子育て支援法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育事業者は、同法第三十三条第二項又は第四十五条第二項の規定により当該特定教育・保育施設を利用する児童（同法第十九条第一項第二号又は第三号に該当する児童に限る。以下この項において同じ。）又は当該特定地域型保育事業者に係る特定地域型保育事業を利用する児童を選考するときは、母子家庭等の福祉が増進されるように特別の配慮をしなければならない。

（母子保健法の一部改正）

第三十三条　母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条に次の一項を加える。

2　厚生労働大臣は、前項の規定による妊婦に対する健康診査についての望ましい基準を定めるものとする。

第十五条中「保健所を設置する市又は特別区においては保健所長を経て市長又は区長に、その他の市町村においては」を削る。

第十七条第一項中「第十三条」を「第十三条第一項」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第三十四条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三十三条を次のように改める。

第三十三条　削除

別表第三中「、第三十三条」を削り、同表の一の項の第一欄中「私立学校法」の下に「（昭和二十四年法律第二百七十号）」を加える。

（住民基本台帳法の一部改正）

第三十五条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二中一の三の項を一の四の項とし、一の二の項を一の三の項とし、一の項の次に次のように加える。

一の二　市町村長	子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）による同法第十一条の子どものための教育・保育給付の支給又は同法第五十九条の地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第二の五の二の項中「又は」を「若しくは同条第五項若しくは第六項の措置」に改め、「費用の徴収」の下に「又は同条第十一項若しくは第十二項の処分」を加え、同表の五の四の項中「、第三項」を削る。

別表第三の七の二の項中「、第三項」を削る。

別表第四中一の四の項を一の五の項とし、一の三の項を一の四の項とし、一の二の項を一の三の項とし、一の項の次に次のように加える。

一の二　市町村長	子ども・子育て支援法による同法第十一条の子どものための教育・保育給付の支給又は同法第五十九条の地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第四の四の二の項中「又は」を「若しくは同条第五項若しくは第六項の措置」に改め、「費用の徴収」の下に「又は同条第十一項若しくは第十二項の処分」を加え、同表の四の四の項中「、第三項」を削る。

別表第五第八号の二中「、第三項」を削る。

（児童手当法の一部改正）

第三十六条　児童手当法の一部を次のように改正する。

目次中「―第二十二条」を「・第十九条」に、「第二十二条の二」を「第二十条」に改める。

第一条中「法律は」の下に「、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七条第一項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため」を加える。

第三条第一項及び第三項各号並びに第七条第一項及び第二項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第十四条中「市町村長は」の下に「、地方税の滞納処分の例により」を加え、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

第十七条第一項中「第十四条」を「第十四条第一項」に改める。

第十八条第一項中「第二十条第一項各号」を「子ども・子育て支援法第六十九条第一項各号」に改める。

第二十条から第二十二条までを削る。

第二十二条の二第一項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、第四章中同条を第二十条とする。

第二十二条の三第一項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、「（同法第五十一条第四号又は第五号に係るものに限る。次条において「保育料」という。）」を削り、同条第二項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十三条第四項に規定する保育料」を「児童福祉法第五十六条第十一項各号又は第十二項各号に定める費用」に改め、同条を第二十一条とする。

第二十二条の四第一項中「により保育料」を「により費用」に改め、「徴収する場合」の下に「又は同条第十一項若しくは第十二項の規定により地方税の滞納処分の例により処分することができる費用を徴収する場合」を加え、「保育料を支払うべき扶養義務者」を「同法第五十六条第三項の規定により徴収する費用を支払うべき扶養義務者又は同条第十一項若しくは第十二項の規定により地方税の滞納処分の例により処分することができる費用を支払うべき保護者」に改め、「当該扶養義務者」の下に「又は保護者」を、「に保育料」の下に「（同条第三項の規定により徴収する費用又は同条第十一項若しくは第十二項の規定により地方税の滞納処分の例により処分することができる費用をいう。次項において同じ。）」を加え、同条第二項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条を第二十二条とする。